

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
131 ～ 132	<p>参考資料 1-1</p> <p>各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <p>加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る <u>原子炉施設</u>（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に <u>1つの残留熱除去系</u> ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥～⑨（略）</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地 <u>道府県</u> において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該 <u>原子炉施設等立地道府県</u> 沿岸において、大津波警報が <u>発令</u> された場合。</p> <p>⑬ <u>オンサイト統括補佐</u> が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭～⑮（略）</p>	<p>参考資料 1-1</p> <p>各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <p>加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る <u>原子炉の運転等のための施設</u>（<u>当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は</u>原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に <u>当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部</u> が喪失すること。</p> <p>⑥～⑨（略）</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該 <u>原子力事業所所在市町村</u> において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該 <u>原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区</u> において、大津波警報が <u>発表</u> された場合。</p> <p>⑬ <u>オンサイト統括</u> が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭～⑮（略）</p>	<p>H29.7.5</p> <p>原子力災害 対策指針改正</p>

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
131 ～ 132	<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが<u>発生すること</u>。</p> <p>②（略）</p> <p>③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（<u>原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上</u>）継続すること。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤原子炉の停止中に、<u>全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること</u>。</p> <p>⑥～⑭（略）</p> <p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>①（略）</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水</u>ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての<u>注水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水</u>ができないこと。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（<u>原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備</u></p>	<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが<u>発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと</u>。</p> <p>②（略）</p> <p>③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤原子炉の停止中に<u>当該原子炉から残留熱を除去する</u>機能が喪失すること。</p> <p>⑥～⑭（略）</p> <p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>①（略）</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちに</u>できないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての<u>給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちに</u>できないこと。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>H29.7.5 原子力災害 対策指針改正</p>

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																														
	<p><u>の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上</u> 継続すること。</p> <p>⑥～⑬（略）</p>	<p>⑥～⑬（略）</p>																															
134	<p>参考資料 2</p> <p>避難時集合場所 （人口等は、平成28年7月1日住民基本台帳による）</p> <table border="1" data-bbox="394 727 880 1147"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>地域</th> <th>世帯数</th> <th>人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>59</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>36</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町 上川行政区</td> <td>54</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	地域	世帯数	人口 (人)	左京区	久多	59	96	広河原	36	98	右京区	京北上弓削町 上川行政区	54	101	<p>参考資料 2</p> <p>避難時集合場所 （人口等は、平成29年10月1日住民基本台帳による）</p> <table border="1" data-bbox="1359 738 1845 1158"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>地域</th> <th>世帯数</th> <th>人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>57</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>42</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町 上川行政区</td> <td>53</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	地域	世帯数	人口 (人)	左京区	久多	57	95	広河原	42	121	右京区	京北上弓削町 上川行政区	53	95	<p>時点修正</p>
行政区	地域	世帯数	人口 (人)																														
左京区	久多	59	96																														
	広河原	36	98																														
右京区	京北上弓削町 上川行政区	54	101																														
行政区	地域	世帯数	人口 (人)																														
左京区	久多	57	95																														
	広河原	42	121																														
右京区	京北上弓削町 上川行政区	53	95																														

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																						
135	<p>参考資料 3</p> <p>UPZ付近における公用車両等の状況 平成28年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">場所区分</th> <th colspan="2">常時保管場所</th> <th colspan="2">車種</th> <th rowspan="2">乗車定員(人)</th> </tr> <tr> <th>所在地名称</th> <th>所在地</th> <th>大区分</th> <th>小区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">左京区 花脊</td> <td rowspan="2">左京区役所 花脊出張所</td> <td>花脊大布施町196</td> <td>普通</td> <td>乗用車</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>花脊消防 吏員駐在所</td> <td>花脊八榎町1-1</td> <td>普通</td> <td>その他</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">花背山の家</td> <td rowspan="4">花脊別所町399</td> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>その他</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>軽</td> <td>軽四輪貨物車</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場</td> <td rowspan="2">花脊大布施町797</td> <td>中型・大型</td> <td>マイクロバス(普通)</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)	所在地名称	所在地	大区分	小区分	左京区 花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5	花脊消防 吏員駐在所	花脊八榎町1-1	普通	その他	5	花背山の家	花脊別所町399	普通	ライトバン	8	普通	ライトバン	6	普通	その他	7	軽	軽四輪貨物車	4	駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス(普通)	29	普通	ライトバン	7	<p>参考資料 3</p> <p>UPZ付近における公用車両等の状況 平成29年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">場所区分</th> <th colspan="2">常時保管場所</th> <th colspan="2">車種</th> <th rowspan="2">乗車定員(人)</th> </tr> <tr> <th>所在地名称</th> <th>所在地</th> <th>大区分</th> <th>小区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">左京区 花脊</td> <td rowspan="2">左京区役所 花脊出張所</td> <td>花脊大布施町196</td> <td>普通</td> <td>乗用車</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>花脊 消防出張所</td> <td>花脊八榎町1-1</td> <td>普通</td> <td>その他</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">花背山の家</td> <td rowspan="4">花脊別所町399</td> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>その他</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>軽</td> <td>軽四輪貨物車</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場</td> <td rowspan="2">花脊大布施町797</td> <td>中型・大型</td> <td>マイクロバス(普通)</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>ライトバン</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)	所在地名称	所在地	大区分	小区分	左京区 花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5	花脊 消防出張所	花脊八榎町1-1	普通	その他	5	花背山の家	花脊別所町399	普通	ライトバン	8	普通	ライトバン	6	普通	その他	7	軽	軽四輪貨物車	4	駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス(普通)	29	普通	ライトバン	7	組織改正に伴う修正
場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)																																																																																				
	所在地名称	所在地	大区分	小区分																																																																																					
左京区 花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5																																																																																				
		花脊消防 吏員駐在所	花脊八榎町1-1	普通	その他	5																																																																																			
	花背山の家	花脊別所町399	普通	ライトバン	8																																																																																				
			普通	ライトバン	6																																																																																				
			普通	その他	7																																																																																				
			軽	軽四輪貨物車	4																																																																																				
	駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス(普通)	29																																																																																				
			普通	ライトバン	7																																																																																				
	場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)																																																																																			
		所在地名称	所在地	大区分	小区分																																																																																				
左京区 花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5																																																																																				
		花脊 消防出張所	花脊八榎町1-1	普通	その他	5																																																																																			
	花背山の家	花脊別所町399	普通	ライトバン	8																																																																																				
			普通	ライトバン	6																																																																																				
			普通	その他	7																																																																																				
			軽	軽四輪貨物車	4																																																																																				
	駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス(普通)	29																																																																																				
			普通	ライトバン	7																																																																																				

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表 (原子力災害避難計画)

頁	現 行	修 正 案	修正理由
136	<p>左京区 久多, 広河原地区</p> <p>避難経路図等</p> <p>久多地区</p> <p>広河原地区</p> <p>左京区役所久多出張所</p> <p>元堰源小学校</p> <p>八嵯</p> <p>八丁平</p> <p>花背山の家グラウンド</p> <p>元別所小学校</p> <p>大原百井分校</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- コンクリート屋内避難の経路 --- 避難経路 (国道・府道・その他一般道路) --- (林道) ○ 避難時集合場所 ● 避難所 ⊗ 飛行場外離着陸場 <p>2km</p>	<p>左京区 久多, 広河原地区</p> <p>避難経路図等</p> <p>久多地区</p> <p>広河原地区</p> <p>左京区役所久多出張所</p> <p>元堰源小学校</p> <p>八嵯</p> <p>八丁平</p> <p>花背山の家グラウンド</p> <p>元別所小学校</p> <p>大原百井分校</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- コンクリート屋内避難の経路 --- 避難経路 (国道・府道・その他一般道路) --- (林道) ○ 避難時集合場所 ● 避難所 ⊗ 飛行場外離着陸場 <p>2km</p>	<p>避難退城時 検査場所の 追加等</p>

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
137	<p>右京区 京北上弓削町 上川行政区</p> <p>避難経路図等</p> <p>大飯発電所から32.5kmの距離</p> <p>周山街道</p> <p>京北上弓削町 上川行政区</p> <p>丹波広域基幹林道</p> <p>黒田基幹集落センター 黒田トニングホール 旧黒田小学校</p> <p>京都府立 セミナーハウス</p> <p>京北第三小学校</p> <p>府道六一号</p> <p>北桑田高校</p> <p>弓削自治会館</p> <p>山国自治会館</p> <p>京北第二小学校</p> <p>国道四七七号</p> <p>周山中学校</p> <p>京北ふれあいセンター</p> <p>京北第一小学校</p> <p>至 南丹市</p> <p>至 北 区</p> <p>京都府立 京北消防ヘリポート</p> <p>至 花背</p> <p>国道四七七号</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- コンクリート屋内退避の経路 — 避難経路 (国道・府道・その他一般道路) (林道) ○ 避難時集合場所 ● 避難所 ⊗ 飛行場外離着陸場 <p>2km</p>	<p>右京区 京北上弓削町 上川行政区</p> <p>避難経路図等</p> <p>大飯発電所から32.5kmの距離</p> <p>周山街道</p> <p>京北上弓削町 上川行政区</p> <p>丹波広域基幹林道</p> <p>黒田基幹集落センター 黒田トニングホール 旧黒田小学校</p> <p>京都府立 セミナーハウス</p> <p>京北第三小学校</p> <p>府道六一号</p> <p>北桑田高校</p> <p>弓削自治会館</p> <p>山国自治会館</p> <p>京北第二小学校</p> <p>国道四七七号</p> <p>周山中学校</p> <p>京北ふれあいセンター</p> <p>京北第一小学校</p> <p>至 南丹市</p> <p>至 北 区</p> <p>京都府立 京北消防ヘリポート</p> <p>至 花背</p> <p>国道四七七号</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- コンクリート屋内退避の経路 — 避難経路 (国道・府道・その他一般道路) (林道) ○ 避難時集合場所 ● 避難所 ⊗ 飛行場外離着陸場 <p>2km</p>	<p>避難退却時 検査場所の 追加等</p>